

三重県警察教養規則

平成十七年九月二十七日
三重県公安委員会規則第十号

三重県警察教養規則をここに公布します。

三重県警察教養規則

(趣旨)

第一条 この規則は、警察教養規則（平成十二年国家公安委員会規則第三号）第六条第二項の規定に基づき、三重県警察職員（以下「職員」という。）に対する警察教養に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長の責務)

第二条 三重県警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察教養規則第二条に規定する目的を達成するため、警察教養を計画的かつ効果的に実施しなければならない。

(内容)

第三条 警察教養は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第一号）に規定する職務倫理の基本を保持させるとともに、高い倫理観の涵（かん）養に努めること。
- 二 幹部として必要な管理能力、指揮能力、指導能力及び実務能力を養うこと。
- 三 職務を適正に遂行するために必要な法令に関する知識並びに警察実務に関する知識、技能、体力、判断力及び行動力を養うこと。

(本部長への委任)

第四条 警察教養規則、警察教養細則（平成十三年警察庁訓令第四号）及びこの規則に定めるもののほか、職員に対する警察教養の実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。